

「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」ご利用規定

第1条（適用範囲）

1. 「ペイジー・口座振替受付サービス」（以下「本サービス」といいます。）は、当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）、もしくは当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、当行預金者本人が本人名義の当行キャッシュカード（当行がキャッシュカード規定およびスーパーカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。その他当行所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示することにより、後記第3条1.の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取り扱います。
2. 収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認の上、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約にもとづく預金口座振替受付事務の取り扱いに関する契約を締結した法人または個人をいいます。
3. 本サービスは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者に限り利用することができます。
4. 尚、本サービスは、当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

第2条（利用方法等）

1. 本サービスを利用するとき、預金者は取扱窓口に設置された本サービスに係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）の画面表示等の操作手順に従い、自らカードの磁気ストライプの電磁的記録を端末機に読み取らせるか、または収納機関にカードを引渡し、たとえば収納機関がカードの磁気ストライプの電磁的記録を端末機に読み取らせ、預金者は第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号と必要項目を自ら入力してください。
2. 本サービスの取り扱いは、当行が定めた利用時間内とします。但し、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。
3. 以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
 - (1) 停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合
 - (2) 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
 - (3) 本規定に反して利用された場合

4. 以下の各号に該当する場合、当該カードを本サービスに利用することはできません。

- (1) 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- (2) カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

第3条（預金口座振替契約等）

1. 前記第2条1.により暗証番号の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立すると共に、預金者・当行間で次の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。

(1) 収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等記載金額を当該口座から引き落としの上収納機関に支払うことができるものとします。

(2) 当行は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および払戻請求書の提出なしに、前号の引き落としを行います。

(3) 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降任意の日に引き落としの上、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

(4) 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当ての契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取り扱うものとします。

2. 預金者は、暗証番号等を入力する前に端末機の表示及び収納機関との間の契約書面等により、本サービスでの申込内容を確認すると共に、前項により預金口座振替契約が成立した後、端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）の内容を確認するものとし、確認書が自己の意思に沿わない場合には、直ちに確認書記載の問い合わせ先に連絡してください。

3. 預金口座振替契約を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。尚、この届出がないまま長期間に渡り収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は当該契約が終了したのものとして取り扱うことができるものとします。

第4条（本サービスの機能を停止する場合）

1. 本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行国内本支店へ申し出ること

より停止することができます。当行はこの申し出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

2. 尚、前項による本サービス利用機能停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については前記第3条3.によらない限りその終了・解除はなされません。

第5条（免責事項）

1. 次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき

(2) 当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた時

(3) 収納機関の責めに帰すべき事由があったとき

2. 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したもものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

第6条（規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第7条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、キャッシュカード規定、スーパーカード規定、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定、銀行取引約定書等により取り扱います。

2020年4月1日現在

以上